

平成25年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(エネルギー・環境関係)

平成24年7月20日

全 国 知 事 会

【エネルギー・環境関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

また、防災対策が必要となる地域の見直しに伴い、支援対象地域を拡大するとともに、既存地域への支援も拡充すること。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「固定価格買取制度」の適切な運用や、制度の普及拡大のための規制緩和等の措置を講じるとともに、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充や安定供給等のため蓄電池等の技術開発の積極的な推進等による導入拡大を図ること。

また、新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーや未利用エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を行うなどの支援策を講じること。更には、総合特区制度を活用した取組に対する積極的支援などの措置を講じること。

2 電力需給対策の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、復旧など、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えて、不測の大規模停電や計画停電を回避するため、全国レベルでの融通、緊急設置電源の新設、自家発電の活用、揚水発電のピーク時の活用などの対策に取り組むこと。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、省エネルギー機器の導入に対する支援の拡充や、ネガワット取引、時間帯別料金制などの節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直しなど、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

3 環境保全対策の推進について

(1) 地球温暖化対策の推進等

本年4月27日に閣議決定された「第四次環境基本計画」において、温室効果ガス排出量を2050年までに1990年比で80%削減する長期的目標が掲げられているところであり、低炭素社会の実現に向け、その取組を加速させるため、温室効果ガス排出量の中期的削減目標を含め、昨今のエネルギー情勢を踏まえた我が国の地球温暖化対策の在り方を早急に国民に示すとともに、必要な法整備を進め、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、充電設備等のインフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。

また、自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響が示唆されており、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）について、多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的かつ広域的な対策を早急に講じること。

（２）生物多様性保全対策等の推進

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うとともに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

（３）総合的な廃棄物・リサイクル対策等の推進

廃棄物の資源化や処理を円滑・適正に進めるため、諸施策を充実し、推進すること。特に、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設を早期に整備すること。

なお、産業廃棄物の不適正処理に係る支障の除去等を推進するため、平成24年度末に失効する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」を延長し既存の枠組みと同様の手厚い財政支援措置を継続するとともに、産業廃棄物適正処理推進基金については、平成25年度以降も現行制度を基本として存続させ、必要額を確保して地方公共団体の負担を従来通りとすること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

さらに、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

海岸漂着物等の対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、具体的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、収集・運搬・処理の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じるとともに、漂着物の処理等については、財政支援制度の創設等必要な措置を講じること。

(4) アスベスト対策の推進

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度、建築物等のアスベストの有無に係る調査及び除去等の助成制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。